

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年9月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年10月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 岩鍋池地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 乙丸地区	〃